

平成 2 5 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 4 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 5 月 2 3 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 4 4 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 3 号中「またはイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イまたはウに」に改め、「の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「世帯（」を「世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの（」に、「数を」を「数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を」に改め、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第 1 3 条の 5 の 2 第 1 号中「次号」を「次号または第 3 号」に改め、同条第 2 号中「第 1 3 条の 6 の 9 第 2 号」を「次号および第 1 3 条の 6 の 9 」に改め、「属する世帯」の後ろに「であつて特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がい

ない場合に限る。) 第13条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第13条の6の5第1項第3号中「またはイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イまたはウに」に、「数を」を「数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を」に改め、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第13条の6の9第1号中「次号」を「次号または第3号」に改め、同条第2号中「世帯(」を「世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第13条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項、第13条の5の2、第13条の6の5第1項および第13条の6の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### ( 提案理由 )

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険から後期高齢

者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属  
する世帯の保険料に関する規定を整備するため